

新旧対照表

○神奈川県青少年保護育成条例

新	旧
<p>第1条～第17条 (略) (自動販売機等の設置場所に係る努力義務)</p> <p>第18条 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又はがん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(7) (略)</p> <p>第19条～第55条 (略)</p>	<p>第1条～第17条 (略) (自動販売機等の設置場所に係る努力義務)</p> <p>第18条 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又はがん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(7) (略)</p> <p>第19条～第55条 (略)</p>